5事業等推進部会の審議状況について

	第 1 回
日時	平成27年 9月15日 (火) 午後2時から午後3時
場所	愛知県議会議事堂1階ラウンジ
出席者	委員10名(委員総数15名)
議題	①地域医療支援病院の承認について 【審議結果】 了承 ②災害拠点病院(地域災害拠点病院)の指定について 【審議結果】 了承 ③愛知県救命救急センター設置要綱の改正について 【審議結果】 了承 ④救命救急センターの指定について 【審議結果】 了承 ⑤地域周産期母子医療センターの認定について 【審議結果】 了承
報告事項	○医師不足の影響に関する調査結果について

地域医療支援病院名称承認申請概要書

1 開設者の住所等

住 所	小牧市堀の内三丁目1番地
名称及び代表者職・氏名	小牧市長 山下 史守朗

2 病院の名称等

名 称	小牧市民病院									
所 在 地	小牧市常普請一丁目20番地									
診療科名	内科、循環器内科、消化器内科、呼吸器内科、神経内科、血液内科、 腎臓内科、糖尿病内分泌内科、外科、脳神経外科、呼吸器外科、 心臓血管外科、小児科、産婦人科、整形外科、リウマチ科、形成外科、 皮膚科、泌尿器科、耳鼻いんこう科、眼科、放射線科、精神科、麻酔科、 リハビリテーション科、歯科口腔外科、緩和ケア科、病理診断科、救急 科(計29診療科)									
病床数	精神感染症 結核 療養 一般 合計									
加 水 剱	558 558床									

3 施設の構造設備

施		設		名	設		備	0)	有		無	
集	中	治	療	室	匍	•	無		病 床	数	8月	ŧ
化	学	検	査	室	匍	•	無					
細	菌	検	查	室	旬	•	無					
病	理	検	査	室	匍	•	無					
病	理	解	剖	室	匍	•	無					
研		究		室	匍	•	無					
講		義		室	匍	•	無					
図		書		室	旬	•	無					
	急 用 送 <i>月</i>	又 			旬	•	無		保有台	台数	1	L台
医	薬品:	情報	管理	里室	旬	•	無					

- 4 他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療を提供する体制の整備 状況
 - (1) 紹介率

紹	介	患	者	\mathcal{O}	数	初	診	患	者	\mathcal{O}	数	紹	介	率
				(A)					(B)		$(A/B \times 1$	00)
		1 4,	9	6 ()人			2 8	, 0	2 8	3人		53.	4 %

(2) 逆紹介率

逆紹介患者の数	初診患者の数	逆 紹 介 率
(C)	(B)	$(C/B \times 1 \ 0 \ 0)$
21,973人	28,028人	78.4%

- 5 共同利用のための体制の整備状況
 - (1) 共同利用の実績

前年度の共同利用を行った医療機関の延べ機関数	1,688施設
うち申請者と直接関係のない医療機関の延べ機関数	1,688施設
共同利用に係る病床の病床利用率	47.0%

(2) 共同利用の範囲

	開放型病床、医療機器(X線撮影装置、CT、MRI、
施設名等	RI、超音波断層装置、内視鏡検査装置、生理学的検査
旭苡石寺	装置、電子カルテシステム)、会議室、研究室、図書室、
	地域連携室、救命救急センター、救急外来)

(3) 共同利用の体制

共	同	利	用	に	関	す	る	規	定	⑥ · 無
利	用图	医師	等	登錄	录制	度	の	担当	者	 • 無

(4) 利用医師等登録制度

登	録	医	療	機	関	数	486施設
	うち申請	青者と正	486施設				

(5) 常時共同利用可能な病床数

常 時 利 用 可 能 な 病 床 数 10床

- 6 救急医療を提供する能力の状況
 - (1) 重症患者の受け入れに対応できる医療従事者

職種	専	従	非「	専 従
月取 7里	常勤	非常勤	常勤	非常勤
医師	2人	0人	168人	75人
看護師	84人	0人	28人	0人
その他	0人	0人	97人	0人

(2) 重症救急患者のための病床

優先的	りに使用	できる	病 床	8床
専	用	病	床	2 2 床

(3) 重症救急患者に必要な検査又は治療を行うために必要な診療施設

施	設	Þ	救急外来、集中治療センター、手術室、中
加	叹	2	央検査室(夜間検査室含む)、放射線各室

(4) 救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者数 6,988人

(5) その他

「救急病院等を定める省令」(昭和 39 年厚生省令第 8 号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院で ある場合	・否
「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急 医療を実施している場合	・否

- 7 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力の状況
 - (1) 研修の実績

研	修	\mathcal{O}	内	容	□	数	研	修	者	数
	床懇話会、 L域連携感望	***	センター研究協議会	修会、		21回		9	3 2	2人

(2) 研修実施のための施設及び設備

施 設 名 等 講堂、大会議室、学習指導室、多目的室

- 8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法
 - (1) 管理責任者等

管	理	責	任	者	 • 無
管	理	担	当	者	① · 無

(2) 閲覧責任者等

閲	覧	責	任	者	⑥ · 無
閲	覧	担	当	者	① · 無

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の構成

学		識	経		験		者	1人
医	師 会	等 医	療 関	係	団体	Ø -	代 表	5人
地	域	0)	住		民	代	表	1人
当	該	病	院	の	関	係	者	5人
そ			の				他	1人

10 患者からの相談に適切に応じる体制

患 者 相 談 を 行 う 場 所 地域連携室

11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援

居宅等医療提供施設等における連携の緊密化のための支援等	・在宅療養支援診療所との「緊急時 の入院等受入」に関する連携確認 ・多職種合同カンファレンス
医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供	・講習会、研修会による地域開業医等への研修 ・ホームページ、広報誌、パンフレット
その他居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援	・在宅医療についての講義の開催 ・訪問看護ステーションとの情報 交換会、勉強会

- 12 その他地域医療支援病院に求められる取組み
 - (1) 連携体制を確保するための専用の室等

施	設	名	称	地域連携室				
担	<u>=</u>	4	者		衝	•	無	

(2) 病院の機能に関する第三者による評価

(3) 退院調整部門

退院調整部門
・無

(4) 地域連携を促進するための取組み

・5大がん地域連携クリティカルパス 策定した地域連携 ・大腿骨頸部骨折地域連携パス クリティカルパス ・脳卒中地域連携パス

(5) 病院が果たしている役割に関する情報発信

地域医療支援病院名称承認申請概要書

1 開設者の住所等

住 所	東京都千代田区九段南一丁目1番10号
名称及び代表者職・氏名	国家公務員共済組合連合会理事長 尾原榮夫

2 病院の名称等

名 称	国家公務員共済組合連合会名城病院						
所 在 地	名古屋市中区三の丸一丁目3番1号						
診療科名	内科、神経内科、循環器科、小児科、外科、整形外科、心臓 血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、脳神経外科、 放射線科、麻酔科、歯科口腔外科 (計15診療科)						
病床数	精神感染症結核療養一般合計						
	47 317 364床						

3 施設の構造設備

施		設		名	設		備	0)		有		無	
集	中	治	療	室	匍	•	無		;	病 床	数	6 月	₹
化	学	検	査	室	旬	•	無						
細	菌	検	査	室	匍	•	無						
病	理	検	査	室	匍	•	無						
病	理	解	剖	室	匍	•	無						
研		究		室	匍	•	無						
講		義		室	匍	•	無						
図		書		室	便	•	無						
-	急 用 送 丿	又 		-	匍	•	無		,	保有台	計数	1	台
医乳	薬品	情報	管理	里室	旬	•	無						

- 4 他の病院又は診療所から紹介された患者に対する医療を提供する体制の整備 状況
 - (1) 紹介率

紹	介	患	者	\mathcal{O}	数	初	診	患	者	\mathcal{O}	数	紹	介	率
				(A)					(B)		$(A/B \times 1$	00)
		7	, 3	7 9	人			1 0	, 6	1 7	人		69.	5 %

(2) 逆紹介率

逆紹介患者の	の数初	診 患	者の	数	逆	紹	介	率
	(C)		(В)		(C/B	\times 1 (0)
5, 23	2人	10,	, 617	人		4	19.	3 %

- 5 共同利用のための体制の整備状況
 - (1) 共同利用の実績

前年度の共同利用を行った医療機関の延べ機関数	586施設
うち申請者と直接関係のない医療機関の延べ機関数	586施設
共同利用に係る病床の病床利用率	39.0%

(2) 共同利用の範囲

施設名等 開放型病床、医療機器(CT、MRI、RI、骨塩定量 測定装置)、診察室、手術室、図書室

(3) 共同利用の体制

共 同 利 月	用に関する規定	 • 無
利用医師	等登録制度の担当者	① · 無

(4) 利用医師等登録制度

登	録	医	療	機	関	数	5 3 7 施設
	うち申請	青者と直	直接関係	のない	医療機	関数	5 3 7 施設

(5) 常時共同利用可能な病床数

- 6 救急医療を提供する能力の状況
 - (1) 重症患者の受け入れに対応できる医療従事者

職種	専	従	非「	専 従
月以 7里	常勤	非 常 勤	常勤	非 常 勤
医師	0人	0人	61人	0人
看護師	0人	0人	165人	0人
その他	0人	0人	36人	0人

(2) 重症救急患者のための病床

優先	的に使用	できる	病床	6 床
専	用	病	床	16床

(3) 重症救急患者に必要な検査又は治療を行うために必要な診療施設

施	設	夕.	救急外来、	集中治療室、	放射線室、	中央検
	以	41	査室			

(4) 救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者の数

救急用又は患者輸送自動車により搬入した救急患者数	2,	893人
--------------------------	----	------

(5) その他

「救急病院等を定める省令」(昭和 39 年厚生省令第 8 号)に基づき知事の救急病院の認定を受けている病院で ある場合	・否
「救急医療対策の整備事業について」(昭和52年7月6日付け医発第692号厚生省医務局長通知)に基づき救急 医療を実施している場合	・否

- 7 地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力の状況
 - (1) 研修の実績

研	修	の	内	容	口	数	研	修	者	数
			:講習会、認 との症例検			14回		2	23	人

(2) 研修実施のための施設及び設備

|--|

- 8 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法
 - (1) 管理責任者等

管	理	責	任	者	 • 無
管	理	担	当	者	金・無

(2) 閲覧責任者等

Ē	閲	覧	責	任	者	看 • 無
Į	閲	覧	担	当	者	① · 無

9 医療法施行規則第9条の19第1項に規定する委員会の構成

学		識	稻	.	験		者	1人
医	師 会	等 医	療関	係	団体	のも	き きょうしん まっぱい しゅうしん しゅうしゅう しゅうしゅう まんし まんし まんし まんし まんし しゅうしゅ しゅうしゅう まんしゅう しゅうしゅう しゅうしゃ しゃ し	4人
地	域	の	住		民	代	表	1人
当	該	病	院	\mathcal{O}	関	係	者	6人
そ			T.)			他	1人

10 患者からの相談に適切に応じる体制

患者相談を行う場所 医療福祉相談室、患者相談窓口、 病棟(カンファレンス・面談室)

11 居宅等における医療の提供の推進に関する支援

	・訪問看護ステーション看護師との
居宅等医療提供施設等における連	看看連携学習会
携の緊密化のための支援等	・地域の看護師、ケアマネージャー
	介護福祉士等対象勉強会開催 等
医療を受ける者又は地域の医療提供施設に対する情報の提供	・広報誌(患者向け 地域医師向け) ・名城ネットによる診療情報の提供
その他居宅等における医療の提供の推進に関し必要な支援	・退院支援をチームで進めよう勉強会・退院前カンファレンス

12 -	その他地域	医療支援病院に求	くめられ	る取組み
------	-------	----------	------	------

(1) 連携体制を確保するための専用の室等

施	設	名	称	病診連携室				
担	当		者		旬	•	無	

(2) 病院の機能に関する第三者による評価

(3) 退院調整部門

退院調整部門
・無

(4) 地域連携を促進するための取組み

策定した地域連携 ・脳卒中地域連携パス クリティカルパス

(5) 病院が果たしている役割に関する情報発信

情報発信の方法病院ホームページ、広報誌

これまでの承認状況

地域医療支援病院一覧

平成27年9月1日現在

	医療圏	所在地	医療機関の名称	承認年月日
П		名古屋市千種区	名古屋市立東部医療センター	平成25年3月27日
2		名古屋市北区	名古屋市立西部医療センター	平成25年9月17日
က		名古屋市中村区	名古屋第一赤十字病院	平成18年9月29日
4		名古屋市中区	独立行政法人国立病院機構 名古屋医療センター	平成19年9月26日
2	名古屋	名古屋市昭和区	名古屋第二赤十字病院	平成17年9月30日
9		名古屋市中川区	名古屋掖済会病院	平成19年9月26日
2		名古屋市港区	独立行政法人労働者健康福祉機構 中部労災病院	平成23年9月14日
8		名古屋市南区	独立行政法人地域医療機能推進機構 中京病院	平成18年9月29日
6		名古屋市天白区	名古屋記念病院	平成21年3月25日
10	尾張東部	瀬戸市	公立陶生病院	平成23年9月14日
11	尾張西部	十	一宮市立市民病院	平成24年9月24日
12	尾張西部	一宮市	総合大雄会病院	平成23年3月22日
13	尾張北部	春日井市	春日井市民病院	平成24年9月24日
14	知多半島	半田市	半田市立半田病院	平成24年9月24日
15	西三河南部東	岡崎市	岡崎市民病院	平成21年9月11日
16	西三河南部西	安城市	愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院	平成22年9月27日
17	東三河南部	豊橋市	豊橋市民病院	平成26年9月26日

(下線部分:平成26年4月1日改正部分)

留意事項 国の基準 【医療法の一部を改正する法律の施行 承認の要件 【医療法施行規則】 について (H10.5.19 健康政策局長通 具体的な承認の目安 【医療法】 【医療法の一部を改正する法律の施行に 知)】を県で整理 ついて (H10.5.19 健康政策局長通知)】 (ゴシック体は県が補足) 1 開設者は、国、都道 地域医療支援病院を開設することができる 府県、市町村、第42 者は、次のいずれかであること。

条の2第1項に規定 する社会医療法人そ の他の者とする。 (法4条1項)

- 玉
- 都道府県
- 市町村
- 社会医療法人
- 公的医療機関
- 医療法人
- ・一般社団・財団法人
- ・公益社団・財団法人
- 学校法人
- 社会福祉法人
- 独立行政法人労働者健康福祉機構
- 次のいずれにも該当すること。
 - ・エイズ治療の拠点病院又は地域がん診療 拠点病院であること。
 - ・保険医療機関の指定を受けていること。

療を提供する体制が 整備されていること (法4条1項1号) (則9条の16 6号)

2 紹介患者に対し医 次のいずれかの場合に該当すること。

- 1 地域医療支援病院紹介率が80%以上であ 院又は診療所から紹介状等により紹介され
- 2 地域医療支援病院紹介率が65%以上であ り、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が40% 以上であること。
- 3 地域医療支援病院紹介率が50%以上であ り、かつ、地域医療支援病院逆紹介率が70% 以上であること。
- ●地域医療支援病院紹介率 紹介患者の数 ×100 初診患者の数
- ●地域医療支援病院逆紹介率 逆紹介患者の数 ×100 初診患者の数

「紹介患者の数」、「初診患者の数」、「逆紹介患 者の数」は申請を行う年度の前年度の数をい う。

「紹介患者の数」: 初診患者のうち、他の病 た患者の数。ただし、開設者と直接関係のあ る病院又は診療所から紹介状等により紹介 された患者の数を除く。

なお、開設者と直接関係のある病院又は診 療所とは、「診療報酬点数表(平成6年厚生 省告示第54号)及び老人診療報酬点数表(平 成6年厚生省告示第72号)の一部改正に伴 う実施上の留意事項について (平成 16 年 2 月 27 日保医発第 227001 号)」により規定さ れた「特別の関係にある保険医療機関」の考 え方を準用する(以下同じ)。また、紹介状 には、紹介患者の氏名、年齢、性別、傷病名 又は紹介目的、紹介元医療機関名、紹介元医 師名、その他紹介を行う医師において必要と 認める事項を記載しなければならない (以下 同じ)。

「初診患者の数」: 患者の傷病について医学 的に初診といわれる診療行為があった患者 の数から、救急自動車により搬送された患 者、救急医療事業において休日又は夜間に受 診した患者の数及び自他覚的症状がなく健 康診断を目的とする受診により疾患が発見 された患者について、特に治療の必要性を認 めて治療を開始した患者の数を除いたもの。

なお、開設者と直接関係のある病院又は診 療所から紹介状等により紹介された患者の 数のうち、初診料等を算定した者は含む。 「休日」とは、日曜日、祝日、1月2日及び 3日並びに12月29日、30日及び31日 をいい、「夜間」とは、午後6時から翌日の

午前8時まで(土曜日の場合は、正午以降)

をいうものであること。

「逆紹介患者の数」: 地域医療支援病院から 他の病院又は診療所に紹介した患者の数。た だし、開設者と直接関係のある病院又は診療 所に紹介した患者の数を除く。

「逆紹介患者」とは、診療に基づき他の機関 での診療の必要性等を認め、患者に説明し

承認の要件 【医療法】	国の基準 【医療法施行規則】 【医療法の一部を改正する法律の施行に ついて (H10.5.19 健康政策局長通知)】	留意事項 【医療法の一部を改正する法律の施行について(H10.5.19健康政策局長通知)】を県で整理(ゴシック体は県が補足) その同意を得て当該機関に対して、診療状況を示す文書を添えて紹介を行った患者(開設者と直接関係のある他の機関に紹介した患者を除く。)をいうものであること。	具体的な承認の目安
3 共同利用のための 体制が整備されていること (法4条1項1号) (則9条の16 1号)	域の全ての医師又は歯科医師の利用のために開放されており、そのための共同利用に関わる規定が病院の運営規定等に明示されていること。 2 利用医師等登録制度を設け、当該地域医療支援病院の開設者と直接関係のない医療機関が現に共同利用を行っている全医療機関の五割以上であること。 3 利用医師等登録制度の実施にあたる担当者を定め、登録された医療機関等との協議、共同利用に関する情報の提供等連絡・調整の業務を行わせること。 4 共同利用のための専用の病床として、共同利用の実績を踏まえつつ、他医療機関の利用の申し出に適切かつ速やかに対応できる病床数が確保されていること。	4 「専用の病床」については、他の病床の利用状況等の事情からやむを得ず共同利用に係る患者以外の患者を一時的に収容することは差し支えない。(国) 1 標榜科目のうち特定の一部の診療科のみ実施する場合には、予め医務国保課(保健所経由)、消防機関等関係機関に対してその旨を通知すること。(国) 2 重症救急患者の受入に対応できる医療従事者の確保について、専従の勤務する医療従事者など、専ら教急医療で勤務する医療従事者をいい、非専従の勤務において教急部門に携わることのある医療従事者をいう。(県) 3 重症救急患者のための病床の確保について、優先的に使用できる病床は、ICU、CCUなど、重症救急患者を優先的に受け入れる病室をいい、専用病床とは、救命教急センター、救急治療室などの救急患者専用の病室をいう。(県)	4 専用の病床が5 床でであると、 1 (対象をは、 1 (対象をは、 2 を表すのである。 2 を表すのである。 3 を表すのである。 4 上と。 1 (対象をは、 4 上と。 3 を表すのである。 4 上と。 4 上と。 4 上と。 5 作なのである。 5 作

承認の要件 【医療法】	国の基準 【医療法施行規則】 【医療法の一部を改正する法律の施行に ついて(H10.5.19健康政策局長通知)】	留意事項 【医療法の一部を改正する法律の施行 について (H10.5.19 健康政策局長通 知)】を県で整理 (ゴシック体は県が補足)	具体的な承認の目安
	場合 (2) 小児科等の単科の病院であって、当該 診療科に関して地域における医療の確 保の観点から、当該病院に対して承認を 与えることが適当と認めた場合		
5 地域の医療従事者 の資質の向上を図る ための研修を行わせ る能力を有すること (法4条1項3号) (則9条の16 3号)	1 必要な図書等を整備し、以下のような研修を定期的に行う体制が整備されていること。 ・地域の医師等を含めた症例検討会 ・医学・医療に関する講習会 2 研修目標、研修計画、研修指導体制その他研修の実施のために必要な事項を定めた研修プログラムを作成していること。 3 研修プログラムの管理及び評価を行うために、病院内に研修全体についての教育責任者及び研修委員会が設置されていること。 4 研修の実施のために必要な施設及び設備を有していること。 5 年間12回以上(申請を行う年度の前年度の数)の研修を主催していること。 所修には、当該病院以外の地域の医療従事者が含まれること。また、医師だけでなく、他の医療従事者を対象としたものが含まれていること。	1 研修は、臨床研修を念頭においているものではなく、主として既に地域において開業している又は勤務している医師、歯科医師、薬剤師及び看護師等に対する、これらの者の資質の向上を図るための研修を指す。(国) 2 地域の医療従事者の資質の一層の向上を図るため、研修の実施とともに、地域の医師等が行う地域医療に関する研究、保健医療活動への援助を行うほか、疾病や医薬品情報等の保健医療情報を収集検討し、地域の医師等に提供することが望ましい。(国)	1 研修会は、原則毎月1 回以上実施すること。
6 200床以上の病 床を有すること (法4条1項4号) (則6条の2) 7 医療法に規定する 施設を有し、構造設備 が要件に適合すること (法4条1項5号・6 号) (則21条の5 1号) (則22条)	知事が、地域における医療の確保のために必要であると認めた次の場合は、200床未満でもよい。 ① 当該病院が所在する二次医療圏について定められた医療計画を踏まえ、地域医療の確保の観点から、当該病院に対して承認を与えることが適当と認めた場合。 ② 精神科等単科の病院であって、当該診療科に関して地域における医療の確保の観点から、承認を与えることが適当と認めた場合。 医療法第21条に規定する一般の病院に必要とされる施設のほか、次の施設を有するとともに、構造設備が要件に適合すること。・集中治療室・化学、細菌及び病理の検査施設・病理解剖室・研究室・講義室・図書室・救急用又は患者輸送用自動車・医薬品情報管理室	病床の種別は問わない。(国) 医薬品情報管理室は、医薬品に関する情報の収集、分類、評価及び提供を行う機能を備えていれば、他の用途の室と共用することは差し支えない。(国)	集中治療室は、診療報 酬点数表の「特定集中治療室管理料に関する施設 基準」に適合していること。 医薬品情報管理室は、 診療報酬点数表の「薬剤 管理指導料に関する施設 基準」に適合していること。
8 諸記録を備えて置 くこと (法4条1項6号) (則9条の18) (則21条の5 2 号・3号)	診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録を備えること。 診療に関する諸記録は、過去2年間の病院日誌、各科診療日誌、処方せん、手術記録、看護記録、検査所見記録、エックス線写真、紹介状、退院した患者に係る入院期間中の診療経過の要約及び入院診療計画書とする。 病院の管理及び運営に関する諸記録は、共同利用の実績、救急医療の提供の実績、地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修の実績、閲覧実績並びに紹介患者に対する医療提供及び他の病院又は診療所に対する患者紹介の実績を明らかにする帳簿とする。 診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定め、諸記録の管理に関する責任者及び担当者を定め、諸記	諸記録の管理に関する責任者及び担当者 は、業務が適切に実施されていれば、必ずし	

		57. 女士子	
承罗 の悪性	国の基準	留意事項 【医療法の一部を改正する法律の施行	
承認の要件 【医療法】	【医療法施行規則】 【医療法の一部を改正する法律の施行に	について (H10.5.19 健康政策局長通	具体的な承認の目安
区从口	ついて (H10.5.19 健康政策局長通知)】	知)】を県で整理	
		(ゴシック体は県が補足)	
(法16条の2 1項	録を適切に分類して管理すること。	も専任の者でなくとも差し支えない。(国)	
4号)		諸記録の管理方法は、病院の実状に照らし	
(則9条の16 4号)		適切なものであれば、必ずしも病院全体で集	
		中管理する方法でなくとも差し支えない。また、分類方法についても、病院の実状に照ら	
		し、適切なものであれば差し支えない。(国)	
10 諸記録を閲覧さ	患者を紹介しようとする医師、歯科医師及び地	諸記録の閲覧に関する責任者、担当者は、	
せること	方公共団体から諸記録の閲覧を求められたとき	業務が適切に実施されていれば、必ずしも専	
	は、正当の理由がある場合を除き、諸記録のうち	任の者でなくとも差し支えない。(国)	
5号) (則9条の16 5号)	患者の秘密を害するおそれのないものとして病 院の管理及び運営に関する諸記録を閲覧させる	閲覧の求めに応じる場所は、閲覧に支障が なければ、必ずしも閲覧専用の場所でなくと	
(A) 3 (A) 1 (B) (B)	こと。	も差し支えない。(国)	
	診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記		
	録の閲覧に関する責任者、担当者及び閲覧の求め		
	に応じる場所を定め、当該場所を見やすいよう掲示すること。		
11 地域医療支援病	1 委員会においては、当該地域医療支援病院		
院が設置すべき委員	が、地域のかかりつけ医、かかりつけ歯科医等		
会を設置すること	からの要請に適切に対応し、地域における医療		
(法16条の2 1項	の確保のために必要な支援を行うよう、本通知		
7号) (則9条の19 1	「第二 地域医療支援病院に関する事項」中、 主として「五 管理者の業務遂行方法」に定め		
項・2項)	られた各事項((七)を除く。)に関する業務遂行		
	状況について審議し、当該病院の管理者に意見		
	を述べるものであること。		
	2 委員会は、当該地域医療支援病院の所在する地域の医療を確保する上で重要な関係を有す		2 委員には、民生委員 など地域の住民代表者を
	る者を中心に構成されるべきものであり、例え		加えること。
	ば、当該地域の医師会等医療関係団体の代表、		2 0 = 20
	当該病院が所在する都道府県・市町村の代表、		
	学識経験者等により構成することが適当であ		
	ること。 3 委員として、当該病院の関係者が就任するこ		3 委員のうち、病院関
	とを妨げるものではないが、その場合にあって		係者が過半数を超えない
	も、関係者以外の者が大半を占めるよう留意す		こと。
	ること。		
	4 委員会は、定期的(最低四半期に一回程度)に 開催することを原則とし、そのほか、必要に応		
	開催することを原則とし、そのほか、必要に応じて不定期に開催することを妨げないもので		
	あること。		
	5 当該病院の管理者は、委員会から意見が提出		
	された時は、最大限それを尊重するものである		
12 病院内に患者か	こと。 病院内に患者相談窓口及び担当者を設け、患者		
らの相談に適切に応			
じる体制を確保する	確保すること。		
こと (注16条の9 1項			
(法16条の2 1項 7号)			
(則9条の19 1項)			
13 居宅等における	居宅等で医療を提供する医療提供施設等の連		
医療の提供の推進に	** ///		
関する支援を実施すること。	域の医療提供施設に対する情報の提供など、居宅 等における医療の提供の推進に関し必要な支援		
(法16条の2 2項)	寺におりる医療の症阱の推進に関し必要な叉抜 を行うこと。		
(四10小20 27)	C117CC0		

承認の要件 【医療法】	【医療法施行規則】 【医療法の一部を改正する法律の施行に ついて(H10.5.19健康政策局長通知)】	について (H10.5.19 健康政策局長通知)】を県で整理 (ゴシック体は県が補足)	具体的な承認の目安
1 4 7 D/14			
14 その他		1 病院内に専用の室、担当者を設け、これらの業務が総合的に行われ、地域の他の診療所等との連携が円滑に行われる体制が確保されていること。 2 良質な医療を提供するための取組をより一層高めていくために、病院の機能について広域を対象とした第三者による評価を受けていること。 3 逆紹介を円滑に行うため、退院調整部門を設置すること。 4 地域連携を促進するため、地域連携クリティカルパスを策定するとともに、地域の医療機関に普及させること。 5 住民や患者が医療機関を適切に選択できるよう、当該病院の果たしている役割を地	
		域住民に対して、適切に情報発信すること。	

留意事項

【医療法の一部を改正する法律の施行

参考

承認の要件

特定集中治療室管理料に関する主な施設基準

(1) 専任の医師が常時、特定集中治療室内に勤務していること。

国の基準

【医療法施行規則】

- (2) 特定集中治療室管理を行うにふさわしい専用の特定集中治療室を有しており、当該特定集中治療室の広さは1床当たり 15 平方メート ル以上であること。
- (3) 当該管理を行うために必要な装置及び器具を特定集中治療室内に常時備えていること。(救急蘇生装置、呼吸循環監視装置等)
- (4) 自家発電装置を有している病院であって、当該病院において電解質定量検査、血液ガス分析を含む必要な検査が常時実施できること。
- (5) 当該治療室勤務の医師及び看護師は、治療室以外での当直勤務を併せて行わないものとすること。

薬剤管理指導料に関する主な施設基準

- (1) 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設(以下、「医薬品情報管理室」という。)を有し、常勤の薬剤師が1人以上配置されて いること。
- (2) 医薬品情報管理室の薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報の管理及び医師等に対する情報提供を行っていること。

災害拠点病院(地域災害拠点病院)の指定について

現在、本県では、災害拠点病院として34病院を指定しております。本県の災害拠点病院の整備体制としては、最終的に36病院(広域二次救急医療圏ごとに概ね人口20万人あたり1か所)を指定する計画となっております。

うち、知多 J 地区(半田市、知多市、東海市、大府市、常滑市、知多郡)の広域二次救 急医療圏においては、災害拠点病院を3か所指定する計画となっていますが、現在のとこ ろ2か所の指定であり、1か所未指定の状況となっております。

今回、指定をご検討いただく公立西知多総合病院(東海市)は、施設の規模、設備面の 充実度等から災害拠点病院として適当と認められます。

【新たに指定する病院】

公立西知多総合病院

【指定年月日】

平成27年9月30日(水)

【指定の理由】

災害時の医療支援機能を確保するため

【知多」地区広域二次救急医療圈】

	地域中核災害拠点病院	地域災害拠点病院	人口/病院
現状	半田市立半田病院	厚生連知多厚生病院	311,366 人
指定後	半田市立半田病院	厚生連知多厚生病院 公立西知多総合病院	207,577 人

^{*}人口は平成27年7月1日現在

【指定までの審議予定】

知多半島圏域保健医療福祉推進会議	平成27年8月24日(月)
愛知県医療審議会5事業等推進部会	平成27年9月15日(火)

公立西知多総合病院の施設・設備の整備状況

	災害拠点病院指定基準	有無	備考
1	災害拠点病院として必要な施設	0	
	救急診療に必要な診療棟(集中治療室等)	有	I CU8室
	簡易ベッド等の備蓄倉庫	有	地下倉庫
	災害時の重症患者を応急的に収容する十分な広さの講堂、会議 室等	有	
	診療に必要な施設が耐震構造となっていること	有	
	通常の6割程度の発電容量を備えた自家発電装機を保有し、3 日程度の燃料を備蓄	有	発電:67% 燃料:72時間
	受水槽の保有や井戸設備の整備、優先的な給水の協定等による、水の確保	有	受水槽保有
	原則として病院敷地内にヘリコプターの離発着場を整備	有	敷地内屋上 ヘリポート
2	災害拠点病院として必要な設備	0	
	衛星電話を保有、衛星回線インターネットに接続できる環境	有	携帯型1台
	広域災害・救急医療情報システムへ確実に情報を入力する体制	有	
	多発外傷、広範囲熱症等の救命医療を行うために必要な診療設 備	有	4 室
	患者の多数発生時用の簡易ベッド	無	H27 年度 50 台購入予定
	被災地における応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発 電機、飲料水、食料、生活用品、トリアージタッグ等	有	H27年度追加 購入予定
	DMAT等の派遣に使用可能な、上記の資機材の搭載が可能である緊急車両	有	1台
	食料、飲料水、医薬品等の3日分程度の備蓄	有	
3	災害拠点病院が有する災害医療支援機能	0	
	救命救急センターもしくは2次救急医療機関の指定	有	2 次救急医療 機関

24時間緊急対応し、患者の受入れ及び搬出を行う体制	有	
被災地からの傷病者の受入れ拠点となるための体制	有	
被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコ プターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送機能	有	
DMATの保有及び派遣機能、並びに他の医療機関のDMAT や医療チームを受け入れる体制	無	H27年度DM AT保有予定
自己完結型の医療救護チームの派遣及び受け入れ体制	有	H28.3 マニュ アル作成予定
地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能	有	貸出し要件は 今後整備予定
地域の2次救急医療機関等の医療機関とともに定期的な訓練 を実施	無	H27年度以降 実施予定
災害時に地域の医療機関への支援を行うための院内の体制	有	H28.3 マニュ アル作成予定
災害時における食料、飲料水の優先的確保体制	無	H27 年度中協 定締結予定

*施設・設備の有無については、病院からの提出書類及び、医務国保課職員による現地確認(平成27年7月31日実施)により確認済み。

*◎:全部充足、○:ほぼ充足 △:一部充足

災害拠点病院の指定状況及び指定方針

指定方針及び目標値(平成18年9月11日 医療審議会医療対策部会承認)

1)病院の選定について

災害時には、24時間緊急対応可能で重篤患者の教急医療を行う必要があり、原則として教命教急センター及びこれに準じる公的病院から選定する。

(2)病院の整備地域について

②地域災害拠点病院は、原則として広域二次救急医療圏ごとに複数整備 ①基幹災害拠点病院は、その機能に応じて県に複数整備

災害拠点病院 36か所 【目標値】

(基幹災害拠点病院) 2か所

34か所(人口20万人に1か所) (地域災害拠点病院)

【基幹災害拠点病院】は、牧命教急センターの指定を受けているものから選定し、平常時からの研修・ 訓練を通じて県下全域の災害医療体制の機能強化の役割を担う。

【地域中核災害拠点病院】は、原則として教命教急センターの指定を受けているものから選定し、新た に指定する災害拠点病院の取りまとめと機能強化を通じ、当該地域の災害医療体制を強化する役割を担

【地域災害拠点病院】は、原則として新たに指定される災害拠点病院とし、地域中核災害拠点病院と連携して地域の災害医療体制の向上に努める。

		图地区中华地区区部图	五 五 五			
1		石炭一久校団	5万城函			
二次医療腦	名称	地域	十二 十二	目標値	1病院当 たり人口	
	名古屋A	千種区·昭和区· 守山区·名東区	606,226	3	202,075	○名古屋第二赤十⁻○名古屋大学医学計○名古屋市立東部
関挙と出土な	名古屋B	東区•北区• 西区•中区	468,554	2	234,277	○名古屋医療センタ○名古屋市立西部
右 中	名古屋C	瑞穂区·南区· 緑区·天白区	642,063	ಣ	214,021	○地域医療機能推済○名古屋市立大学が○名古屋記念病院(
	名古屋D	中村区•熱田区• 中川区•捲区	565,329	es	188,443	○名古屋第一赤十²○名古屋掖済会病[○中部労災病院(62
海部医療圏	海部臣	津島市・愛西市・ 弥富市・あま市・ 海部郡	328,851	2	164,426	◎厚生連海南病院(○津島市民病院(44
尾張西部医療圈 尾張中部医療圏	尾張西北部F	一宮市·稲沢市・ 清須市·北名古屋市・ 西春日井郡	681,125	3	227,042	◎一宮市立市民病院◎総合大雄会病院(○厚生連稿沢厚生
医神巴氏小虫虫	尾張北部G	大山市·江南市· 岩倉市·丹羽郡	276,781	1	276,781	〇厚生連江南厚生タ
活妆七即<u></u> 	春日井小牧H	春日井市・小牧市	456,084	2	228,042	◎小牧市民病院(55 ○春日井市民病院(
尾張東部医療圈	尾張東部1	瀬戸市,尾張旭市・ 豊明市・日進市・ 長久手市・愛知郡	471,457	က	157,152	●藤田保健衛生大学 ●愛知医科大学病[◎公立陶生病院(70
知多半島医療圈	知多〕	半田市,知多市。 東海市,大府市。 常滑市,知多郡	622,731	က	207,577	○半田市立半田病局○厚生連知多厚生
西三河南部西医療圈	衣浦西尾K	刈谷市,知立市. 安城市,高浜市. 碧南市,西尾市.	684,211	3	228,070	◎厚生連安城更生列 ◎刈谷豊田総合病即 ○西尾市民病院(40
西三河南部東医療圈	岡崎額田L	岡崎市・額田郡	417,165	2	208,583	◎岡崎市民病院(70
西三河北部医療圈	豊田加茂M	豊田市・みよし市	482,667	2	241,334	◎厚生連豊田厚生/ ◎トヨク記念病院(51
東三河南部医療圏	東三河平坦N	豊橋市・豊川市・ 蒲郡市・田原市・	696,385	8	232,128	◎豊橋市民病院(82○豊橋医療センター○豊川市民病院(55
東三河北部医療圈	東三河山間の	新城市•北設楽郡	56,484	1	56,484	〇新城市民病院(20
	1 1110		7,456,113	36	207,114	
			※人口はH27.7.1現在	7.7.1現在		※ ()内は、一般。

その他意見等 1か所の指定について調整を続ける。 ・1か所の指定について調整を続ける。 煕 地域中核災 害拠点病院 の対象地域 * 民 無 0 0 0 目標値 との発 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 \triangleright 2 \Box 7 <u>:</u>進機構 中京病院(663) :病院(808) 字病院(812) 部附属病院(1035) |医療センター(500) 学病院(1505) 5(464) -字病院(852) 病院名 (322) 病除(300) 病院(684) 病院(259) 病院(606) -(740) 院(499) 11110 院(662) 26(000) 院(737) (223) (295) 13)

()内は、一般病床数 ●は、基幹災害拠点病院(2か所) ◎は、地域中核災害拠点病院(18か所) ○は、地域災害拠点病院(14か所)

愛知県災害拠点病院設置要綱

(目的)

第1条 災害時における愛知県の医療救護活動の拠点となる病院(以下「災害拠点病院」という。)を設置し、被災現場において応急救護を行う救護所や救急病院、救急診療所等との円滑な連携のもとに、災害時における重症患者の適切な医療を確保することを目的とする。

(災害拠点病院の指定)

- 第2条 災害拠点病院は知事が指定する。
- 2 指定にあたっては、圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会5事業等推進部会の意見を聴くものとする。

(災害拠点病院の指定基準)

- 第3条 災害拠点病院の指定基準は、国の「災害拠点病院整備事業実施要綱」 (H8.5.10 健政発第 435 号)及び「災害時における医療体制の充実強化について」(H24.3.21 医政発 0321 第2号)の別紙災害拠点病院指定要件を基本とし、救命救急センター又は第二次救急医療機関であって、原則として災害拠点病院として必要な次の施設・整備を備え、災害医療支援機能を有する病院から選定する。
 - (1)災害拠点病院として必要な施設
 - ア 病棟(病室、集中治療室等)、救急診療に必要な診療棟(診察室、検査室、 エックス線診療室、手術室、人工透析室等)及び簡易ベッド等の備蓄倉庫 イ 災害時の重症患者を応急的に収容するに十分な広さの講堂、会議室、廊 下等
 - ウ 診療に必要な施設が耐震構造であること

 - オ 受水槽等による災害時の診療に必要な水の確保機能
 - カ 病院敷地内にヘリコプターの離発着場を有すること。 やむなく病院敷地内に離発着場の確保が困難な場合は、病院近接地に非常 時にも使用可能な離発着場を確保するとともに、患者搬送用に緊急車両を 有すること。
 - (2)災害拠点病院として必要な設備
 - ア 衛星電話の保有及び衛星回線インターネットが利用できる環境
 - イ 広域災害・救急医療情報システム (EMIS) の端末

- ウ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者 の救命医療を行うために必要な診療設備
- エ 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- オ 被災地における自己完結型の医療救護に対応できる携行式の応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等
- カ 災害派遣医療チーム(DMAT)や医療チームの派遣に使用可能な、オ の搭載が可能である緊急車両
- キ トリアージ・タッグ
- ク 3日分程度の食料、飲料水、医薬品
- (3) 災害拠点病院が有する災害医療支援機能
 - ア 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者 の救命医療を行うための高度の診療機能
 - イ 災害時における患者の受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
 - ウ 災害時に被災地からの傷病者の受入れ拠点になること。
 - エ 災害時における被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院との ヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送機能(ヘリコプ ターによる患者搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望まし い。)
 - オ EMISへの参加及び災害時の入力体制
 - カ DMATの保有及び派遣機能並びに他の医療機関のDMATの支援受入れ体制
 - キ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能及び他の医療機関の医療救護 チームの支援受入れ体制
 - ク 地域の医療機関の支援機能
 - (ア) 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し機能
 - (イ) 地域の第二次救急医療機関との定期的な訓練の実施
 - (ウ) その他地域の医療機関の支援体制の整備
 - ケ 災害時における食料、飲料水の優先的確保体制

(災害拠点病院の構成)

- 第4条 災害拠点病院は、基幹災害拠点病院、地域中核災害拠点病院及び地域 災害拠点病院により構成する。
 - (1) 基幹災害拠点病院は、救命救急センターの指定を受けているものから選定し、地域災害拠点病院機能のほか、災害医療に関する県の中心的な役割機能及び県下全域の災害拠点病院の機能を強化するための訓練・研修機能 (研修室の保有を含む。) に加え、次の機能等を有するものとする。
 - ア複数のDMATを保有すること。

- イ 診療に必要な施設のみならず、病院機能を維持するために必要な全ての 施設が耐震機能を有すること。
- ウ 第3条(1)カ 後段の規定に関わらず、病院敷地内にヘリコプターの 離発着場を有すること。
- (2)地域中核災害拠点病院は、原則として、救命救急センターの指定を受けているものから選定し、広域二次救急医療圏の中核医療機関として当該地域の災害拠点病院のとりまとめのほか、当該地域の災害医療体制を強化する機能を有するものとする。
- (3)地域災害拠点病院は、(1)、(2)以外の災害拠点病院とする。

(災害拠点病院の運営)

第5条 災害拠点病院は、常に、第3条に定める施設・設備を備え、災害医療 支援機能を有するよう努めなければならない。

(附 則)

この要綱は、平成18年9月25日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成20年3月21日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

愛知県救命救急センター設置要綱 新旧対照表

新(変更後)	旧(変更前)
(目的) 第1条 略	(目的) 第1条 略
(教命教急センターの指定) 第2条 略 2 指定にあたっては、圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会5事業等推進部 <u>会</u> の意見を聴くものとする。	(教命教急センターの指定) 第2条 略 2 指定にあたっては、圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会 <u>医療対策部会</u> の 意見を聴くものとする。
(教命教急センターの指定基準) 第3条 略	(教命教急センターの指定基準) 第3条 略
(運営方針) 第4条 略 2 略 9 略	(運営方針) 第4条 略 2 略 9 略
門 教命教急センターは、医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等 に対する救急医療の臨床教育を行うものとする。 また、医師等を小児救命救急センター等へ一定期間派遣し、研修をさせるなど、救急 医療の診療技術等の向上を積極的に図るとともに、それに対する支援をすることが望ま しい。	Ñ
(整備基準) 第5条 略 2 略 3 略 (1) 医師 ア 教命教急センターの責任者は、重症及び複数の診療科領域にわたる重篇な教急患者 に適切に対応できる三次教急医療の専門的知識と技能を有し、高度な教急医療及び教 急医学教育に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師とする。 (例: 一般社団法人日本教急医学会指導医等) イ 教命教急センターは、教急医療の教育に関する適切な指導医のもとに、一定期間(3 年程度)以上の臨床経験を有し、専門的な三次教急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を適当数有するものとする。(例: 一般社団法人日本教急医 ウ~キ 略 (2) 看護師及び他の医療従事者 略 4 略 (M 則) この要綱は、平成25年9月26日から施行する。	(整備基準) 第5条 略 2 略 3 略 (1) 医師 ア 救命救急センターの責任者は、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者 に適切に対応できる三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療及び救 急医学教育に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師とする。 (例:日本救急医学会指導医等) イ 救命救急センターは、救急医療の教育に関する適切な指導医のもとに、一定期間(3 年程度)以上の臨床経験を有し、専門的な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を適当数有するものとする。(例:日本救急医学会認定医等) (2) 看護師及び他の医療従事者 略 4 略 (M 則) この要綱は、平成25年9月26日から施行する。

愛知県救命救急センター設置要綱 (案)

(目的)

第1条 救命救急センターを整備し、休日夜間急患センター、在宅当番医制等の初期救急医療施設、 病院群輪番制等の第二次救急医療施設及び救急患者の搬送機関との円滑な連携体制のもとに、重 篤救急患者の医療を確保することを目的とする。

(救命救急センターの指定)

- 第2条 救命救急センターは知事が指定する。
- 2 指定にあたっては、圏域保健医療福祉推進会議及び愛知県医療審議会<u>5事業等推進部会</u>の意見 を聴くものとする。

(救命救急センターの指定基準)

第3条 国の「救急医療対策事業実施要綱」(昭和52年7月6日付け厚生省医務局長通知)の運営方針及び整備基準を基本として、具体的には、第4条及び第5条を満たす病院から選定する。

(運営方針)

- 第4条 救命救急センターは、原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救 急患者を24時間体制で受け入れるものとする。
- 2 救命救急センターは、初期救急医療施設及び第二次救急医療施設の後方病院であり、原則として、これらの医療施設及び救急搬送機関からの救急患者を24時間体制で必ず受け入れるものとする。
- 3 救命救急センターは、適切な救急医療を受け、生命の危険が回避された状態にあると判断され た患者については、積極的に併設病院の病床または転送元の医療施設等に転床させ、常に必要な 病床を確保するものとする。
- 4 救命救急センターは、医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等に対する救急医療の臨床教育を行うものとする。

<u>また、医師等を小児救命救急センター等へ一定期間派遣し、研修をさせるなど、救急医療の</u>診療技術等の向上を積極的に図るとともに、それに対する支援をすることが望ましい。

(整備基準)

- 第5条 救命救急センターは、救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床(概ね20床以上(ただし、病床数が10床以上20床未満であって、平成19年度以前に整備されたもの、又は平成19年度中に国と調整を行っており平成20年度において整備されるものについては、この限りでない。))の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有するものとする。
- 2 最寄りの救命救急センターへのアクセスに時間を要する地域(概ね60分以上)においては、 地域救命救急センター(専用病床が10床以上20床未満の救命救急センター)を整備すること ができる。
- 3 救命救急センター(地域救命救急センターを含む)には、2 4時間診療体制を確保するために、 必要な職員を配置するものとする。

(1) 医師

- ア 救命救急センターの責任者は、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に適切に対応できる三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療及び救急医学教育に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師とする。(例: 一般社団法人日本救急医学会指導医等)
- イ 救命救急センターは、救急医療の教育に関する適切な指導医のもとに、一定期間(3年程

- 度)以上の臨床経験を有し、専門的な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を適当数有するものとする。(例:一般社団法人日本救急医学会専門医等)
- ウ 救命救急センターとしての機能を確保するため、内科、外科、循環器科、脳神経外科、心臓血管外科、整形外科、小児科、眼科、耳鼻科、麻酔科及び精神科等の医師を必要に応じ適時確保できる体制を有するものとする。
- エ 必要に応じ、心臓病の内科系専門医とともに外科系専門医を、脳卒中の外科系専門医とと もに内科系専門医を専任で確保するものとする。
- オ 小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を設置する救命救急センターは、救命救急センター内又は本院(本院の場合は、常に必要な支援を受けられる体制を構築すること。)に小児の救急患者への集中治療に対応する小児科医師を確保するものとする。
- カ 必要に応じ、重症外傷に対応する専門医師を専任で確保するものとする。
- キ 救急救命士への必要な指示体制を常時有するものとする。
- (2) 看護師及び他の医療従事者
 - ア 重篤な救急患者の看護に必要な専任の看護師を適当数有するものとする。

また、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)を設置する救命救急センターは、小児の救急患者への集中治療に対応する看護師を専任で確保するものとする。

(なお、専任の看護師は、専門的な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けていることが望ましい。例:日本看護協会救急看護認定看護師等)

- イ 診療放射線技師及び臨床検査技師等を常時確保するものとする。
- ウ 緊急手術ができるよう、必要な人員の動員体制を確立しておくものとする。

4 施設及び設備

(1) 施設

ア 救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床及び専用の集中治療室 (ICU) を適 当数有するものとする。

また、急性期の重篤な心臓病、脳卒中の救急患者、小児重症患者及び重症外傷患者を受け入れるため、必要に応じて心臓病専用病室(CCU)、脳卒中専用病室(SCU)、小児救急専門病床(小児専門集中治療室)及び重症外傷専用病室を設けるものとする。

- イ 救命救急センターとして必要な専用の診察室(救急蘇生室)、緊急検査室、放射線撮影室及 び手術室等を設けるものとする。
- ウ 必要に応じ、適切な場所にヘリポートを整備するものとする。
- エ 診療に必要な施設は耐震構造であること。(併設病院を含む。)

(2) 設備

- ア 救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱傷患者用備品等を備えるものとする。 また、必要に応じ、急性期の重篤な心臓病、脳卒中の救急患者、小児重症患者及び重症外 傷患者の治療等に必要な専用医療機器を備えるものとする。
- イ 必要に応じ、ドクターカーを有するものとする。
- ウ 救急救命士への必要な指示ができるよう、必要に応じ心電図受信装置を備えるものとする。 (注) ドクターカーとは、患者監視装置等の医療機械を搭載し、医師、看護師等が同乗し、搬 送途上へ出動する救急車である。

(附 則)

この要綱は、平成25年9月26日から施行する。

この要綱は、平成27年9月15日から施行する。

愛知県における救命救急センター設置方針

1 救命救急センターは、原則として二次医療圏に複数設置する。ただし、人口が50万人を大きく下回る(2割)医療圏や地域の実情によっては、隣接する 医療圏の救命救急センターを含めて複数体制を検討する。

なお、複数設置に当たっては、例えば、循環器疾患、外傷、小児疾患という 疾患ごとの大まかな役割分担も含め検討する。

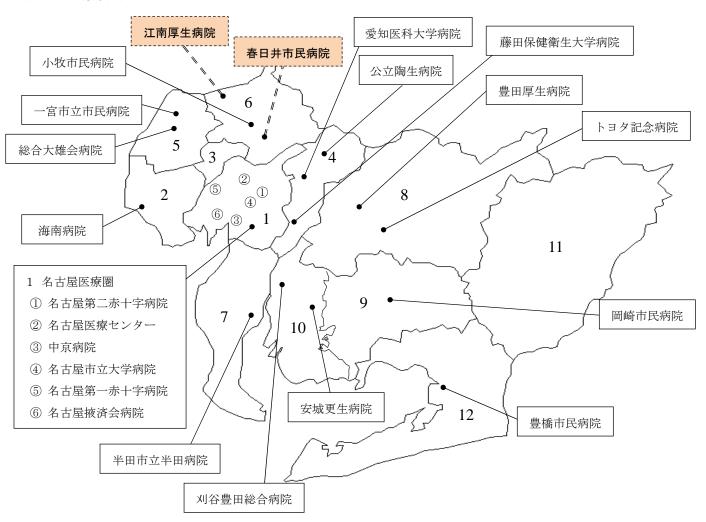
また、大学病院については、その高度専門医療機能を活用するため、医療圏 にとらわれず設置の検討をする。

- 2 新たに救命救急センターを設置するためには、以下の条件を満たさなければ ならない。
- (1) 24時間体制で重篤な救急患者の受入を行うことができる十分な機能、体制等を有すること。

具体的には、愛知県救命救急センター設置要綱を満たすとともに、厚生労働省の救命救急センターの充実段階評価において評価結果が原則として「A」であること。

- (2) 救命救急センターとして安定的な運営が確保できること。(運営費等の補助について行わない場合がある。)
- (3) 圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会5事業等推進部会の了承が得られたものであること。

救急医療体制図



		27年4月	広域2次	27年4月	N.A.N. C.		1センター
	2次医療圏	人口	救急医療圏	人口	救命救急センター		当り人口
			名古屋A	603千人	名古屋第二赤十字病院		
1	a 七巳	2,274 千人	名古屋B	466千人	名古屋医療センター	6	379 千人
1	名古屋	2,274 十八	名古屋C	640千人	中京病院、名古屋市立大学病院	О	379 十八
			名古屋D	564千人	名古屋第一赤十字病院、名古屋掖済会病院		
2	海部	328 千人	海部	328千人	海南病院	1	328 千人
3	尾張中部	165 千人	尾張西北部	600 I	-		1
5	尾張西部	515 千人	尾 饭四 1 部	680千人	一宮市立市民病院、総合大雄会病院	2	257 千人
4	尾張東部	470 千人	尾張東部	470千人	愛知医科大学病院 、藤田保健衛生大学病院、	3	156 千人
4	尾	470 1 八	尾 灰泉印	470 八	公立陶生病院	3	150 十八
6	尾張北部	731 千人	春日井小牧	455千人	小牧市民病院、 春日井市民病院	1	243 千人
O	定派礼即	731 八	尾張北部	276千人	江南厚生病院	1	243 八
7	知多半島	621 千人	知多	621千人	半田市立半田病院	1	621 千人
8	西三河北部	481 千人	豊田加茂	481千人	豊田厚生病院、トヨタ記念病院	2	240 千人
9	西三河南部東	416 千人	岡崎額田	416千人	岡崎市民病院	1	416 千人
10	西三河南部西	682 千人	衣浦西尾	682千人	安城更生病院、刈谷豊田総合病院	2	341 千人
11	東三河北部	56 千人	東三河山間	56 千人	-		
12	東三河南部	695 千人	東三河平坦	695千人	豊橋市民病院	1	695 千人
	計	7,441 千人	20 救台	う救急セン!	ター平均 372 千人 → (指定後)22 センター平均	均 3	38 千人

江南厚生病院(救急部門)の概況

施討	2名	江南厚生病院						
開割		愛知県厚生農業協同組合連合会						
病	病院全体	684床(一般病床630床、療養病床54床)						
床	救急部門	30床 (ICU 6床、HCU 24床)						
<i>/</i> ^		病床利用率 68.1%						
診	24 時間対応可能	救急科、内科、外科、小児科、産科、婦人科、麻酔科						
療	オンコール体制で							
科	24 時間対応可能							
施	専用	診察室(処置室) 4 室、放射線撮影室 2 室						
設	優先	手術室 10室						
患	外来患者実数	26,746名						
思者	入院患者実数	4,340名						
1	救急搬送受入人数	6,467名						
	部門責任者	日本救急医学会 救急科専門医						
	救急科専門医	2名						
ス		医師 専任 7 名 兼任 100 名						
タ		看護師 専任 32 名 兼任 144 名						
ツ	職員数	薬剤師 兼任 44 名						
フ	似只数	X線技師 兼任 33 名						
		検査技師 兼任 53 名						
		事務員 兼任 87 名						
研	初期研修医受入	2 0名						
修	救急救命士受入	2 2名						
救急	急医療体制への参加	二次救急						
災害	『拠点病院の指定	地域災害拠点病院(H20.5.1 指定)						

(平成26年度実績)

					江南厚生病院
項目	番号	要綱	項目詳細	適否	摘要
	1)	4条1	原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる。	0	時間外・休日については、日当直体制及びオンコールによる待機制となっており、各科の連携により原則必ず受け入れる体制が整っている。初期治療後に必要な場合は、連携医療機関に転院搬送を行う運用となっている。
運	2	4条2	一次及び二次救急医療施設の後方病院であり、 原則として、これらの医療施設及び救急搬送機 関からの救急患者を24時間体制で必ず受け入 れる。	0	現在は二次救急医療機関として輪番制に参加しており、救急車、救急 患者は24時間体制で受け入れている。また現在では、救急専門医の 積極的なスタッフへの指導や救急外来、病棟の機器整備などを行い、 三次救急患者を最優先で受け入れる体制を整えている。
営方針	(3)	4条3	適切な救急医療を受け、生命の危険が回避された状態にあると判断された患者については、積極的に併設病院の病床または転送元の医療施設等に転床させ、常に必要な病床を確保する。		症状が安定した患者については、積極的に併設病床や連携医療機関へ 転棟・転院させる等、常に必要な病床を確保している。
	4	4条4	医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師 及び救急救命士等に対する救急医療の臨床教育 を行う。		医学生の救急外来実習は積極的に受け入れており(43名)、初期研修医(20名)は、救急外来研修に1人当たり3ヶ月以上となるようローテーションを組んでいる。 医師、看護師においてもBLS、ICLS等の研修を積極的に行っている。救急救命士の就業前教育や現任教育も毎年受け入れている。
	(5)	5条1	救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の専用病床(概ね20床以上)の専用病床を有し、24時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を有する。	0	救命救急センターとして、救命救急病棟(HCU)24床の専用病床を有し、重篤患者に対する高度な診療機能を有している。 現在は7:1看護体制で4人夜勤だが、9月より4:1看護体制、5人夜勤を実施する予定である。ICU病棟は、2:1看護体制で3人夜勤で行っている。
	6	5条3	2 4 時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置する。	0	時間外・休日の体制について、内科は管理日当直1名、後期研修医日 当直1名、初期研修医日当直2名(日直帯4名)、外科は後期研修医日 当直1名、ICU担当者1名、他の診療科は、オンコールによる待機 制(産婦人科、小児科は院内待機)で、必要時には速やかに参集し診 療を行う体制となっている。
整	7	5条3(1)ア	責任者は、重症及び複数の診療科領域にわたる 重篤な救急患者に適切に対応できる三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療 及び救急医学教育に精通した医師であるとの客 観的評価を受けている専任の医師とする。 (例:日本救急医学会指導医等)	0	救命救急センター長として、日本救急医学会専門医(救急医療従事年 数 2 0 年)が就任予定。
備基準	8	5条3(1)イ	救急医療の教育に関する適切な指導医のもとに、一定期間(3年程度)以上の臨床経験を有し、専門的な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を適当数有する。(例:日本救急医学会認定医等)	0	7名を専任医師として配属予定。日本救急医学会専門医は2名在籍で、時期は未定だが増員の予定あり。また日本麻酔科学会指導医2名、日本麻酔科学会認定医5名を有する。
	9	5条3(1)キ	救急救命士への必要な指示体制を常時有する。	0	救急隊からのホットラインは直接医師が受け、状況に応じて具体的な 指示を出し、記録をとる運用となっている。
	10	5条3(2)ア	重篤な救急患者の看護に必要な専任の看護師を 適当数有するものとする。	0	救急外来では、 HCU の看護師が常時 $3\sim4$ 名配置されており、休日・時間外は病棟課長、外来看護師合わせて $4\sim6$ 名でローテーションで対応している。
	11)	5条3(2)イ	診療放射線技師及び臨床検査技師等を常時確保 する。	0	診療放射線技師、臨床検査技師、薬剤師は、休日・時間外は常時1名体制(~20時までは2名体制)で対応している。
	12	5条3(2)ウ	緊急手術ができるよう、必要な人員の動員体制 を確立しておく。	0	医師は外科直1名、ICU直1名、救外直5名が対応し、必要な場合は専門医、麻酔医が30分以内に召集できる体制が整っている。 看護師は平日夜間は夜勤2名+待機2名、休日は待機4名で緊急手術に対応している。
	13	5条4(1)ア	救命救急センターの責任者が直接管理する専用 病床及び専用の集中治療室 (ICU) を適当数 有する。		HCU (24床)、ICU (6床) を有する。
施設及び	14)	5条4(1)イ	救命救急センターとして必要な専用の診察室 (救急蘇生室)、緊急検査室、放射線撮影室及 び手術室等を設ける。	0	診察室4室、処置ベッド3台、陰圧個室1室、点滴ベッド9台、手術室10室、検査室7室、放射線撮影室8室(救急撮影室1室含む)が設置されている。
び設備	15)	5条4(1)エ	診療に必要な施設は耐震構造である。(併設病院を含む。)	0	免震構造である。
	16	5条4(2)ア	救命救急センターとして必要な医療機器及び重 症熱傷患者用備品等を備える。	0	マルチスライスCT16、エマージェンシーICUベッド、重症熱傷者用備品(熱傷ベッド)等を備えている。

春日井市民病院(救急部門)の概況

施診	5名	春日井市民病院							
開記	设者	春日井市長							
\ 	病院全体	562床(一般病床556床、感染症病床6床)							
病	₩ <i>与</i> 如 HI	26床 (ICU 6床、救急病床 20床)							
床	救急部門	病床利用率 35.8%							
診	24 時間対応可能	救急科、内科、循環器科、外科、脳神経外科、整形外科、形成							
彦	24 时间刈心可能	外科、小児科、眼科、耳鼻科、産科、婦人科、麻酔科							
類	オンコール体制で	精神科							
17	24 時間対応可能								
施	専用	診察室(処置室)3室、緊急検査室1室、放射線撮影室1室							
設	優先	手術室 10室							
患者	外来患者実数	36,407名							
	入院患者実数	1,033名							
11	救急搬送受入人数	10,241名							
	部門責任者	日本循環器医学会 循環器専門医							
	救急科専門医	2名(うち1名は非常勤)							
ス		医師 専任 3 名 兼任 109 名							
タ		看護師 専任 81 名 兼任 21 名							
ツ	職員数	薬剤師 兼任 2 2 名							
フ	似兵奴	X 線技師 兼任 2 5 名							
		検査技師 兼任 24 名							
		事務員 専任 23 名 兼任 0 名							
研	初期研修医受入	10名							
修	救急救命士受入	5 6 名							
救急	急医療体制への参加	二次救急							
災害	序拠点病院の指定	地域災害拠点病院(H22.3.31 指定)							

(平成26年度実績)

「愛知県救命救急センター設置要綱」に基づく救命救急センター指定要件確認表 (春日井市民病院)

* -	番号	TE AG	OT DENIE	·*-	春日井市民病院
項日	番号	要綱	項目詳細	適否	
	1)	4条1	原則として、重症及び複数の診療科領域にわたるすべての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる。	0	医師、看護師、薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、事務を24時間体制で配置。また、各診療科に宿日直及び待機医師を配置し、救急対応可能である。
運	2	4条2	一次及び二次救急医療施設の後方病院であり、原則 として、これらの医療施設及び救急搬送機関からの 救急患者を24時間体制で必ず受け入れる。		救急患者を24時間体制で受け入れており、平成26年度は救急搬送患者10,241名のうち、一次及び二次医療施設からは、936名の搬送患者を受け入れた。
達営方針	3	4条3	適切な救急医療を受け、生命の危険が回避された状態にあると判断された患者については、積極的に併設病院の病床または転送元の医療施設等に転床させ、常に必要な病床を確保する。	0	継続入院が必要な患者は併設病床や後方支援病院等への転床、転院を 行っており、救急病床の確保に努めている。
	4	4条4	医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び 救急救命士等に対する救急医療の臨床教育を行う。	0	初期研修医の救急臨床研修が1人当たり3ヶ月で10名が対象であった。医師・看護師を対象としたICLSは6回、BLSは2回開催。救急救命士に対し就業前病院実習、再教育病院実習、薬剤投与病院実習等を行った。また、看護学生のICU実習や救急救命士履修コースの大学生の救急医療教育等の臨床教育を行っている。
	5	5条1	救命救急センターの責任者が直接管理する相当数の 専用病床(概ね20床以上)の専用病床を有し、2 4時間体制で、重症及び複数の診療科領域にわたる すべての重篤な救急患者に対する高度な診療機能を 有する。	0	救命救急センターの責任者が管理する専用病床は計26床。集中治療部 (ICU) 6床は2対1看護で、夜間は3名の看護師を配置し、救急病床20床は7対1看護で、夜間は4~5名の看護師を配置している。
	6	5条3	24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置する。	0	平日夜間帯及び休日は内科系医師1名、外科系医師1名、救急担当医3名、各診療科の宿日直及び待機医師にて救急患者を24時間体制で受け入れている。
整備基準	7	5条3(1)ア	責任者は、重症及び複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に適切に対応できる三次救急医療の専門的知識と技能を有し、高度な救急医療及び救急医学教育に精通した医師であるとの客観的評価を受けている専任の医師とする。 (例:日本救急医学会指導医等)		現救急部長(日本循環器医学会 循環器専門医、救急医療従事年数15年)が救命救急センター部長兼救急部長に就任予定。平成27年1月に日本救急医学会に入会し、約3年後の救急科専門医の取得を目指している。
	8	5条3(1)イ	救急医療の教育に関する適切な指導医のもとに、一定期間(3年程度)以上の臨床経験を有し、専門的 な三次救急医療に精通しているとの客観的評価を受けている専任の医師を適当数有する。(例:日本救 急医学会認定医等)		救急部専任医師は5名。うち、2名は日本救急医学会認定救急科専門医 の資格を有している。 (うち1名は非常勤)
	9	5条3(1)キ	救急救命士への必要な指示体制を常時有する。	0	救急救命士からの指示要請に対応するため24時間オンライン体制の専 用回線(携帯電話)を有している。
	10	5条3(2)ア	重篤な救急患者の看護に必要な専任の看護師を適当 数有するものとする。	0	救急外来は平日及び休日日勤が3名、平日及び休日夜勤が4名。 救急病床は平日日勤が11名、休日日勤が6~7名、平日及び休日夜勤が4~5名、集中治療部(ICU)は平日日勤が9名、休日日勤が4~ 5名、平日及び休日夜勤が3~4名。
	11)	5条3(2)イ	診療放射線技師及び臨床検査技師等を常時確保する。	0	薬剤師は平日及び休日夜勤に1名、休日日中に2名を配置。診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士は平日夜勤及び休日は1名を配置している。全ての時間帯に待機者を1名ずつ確保している。
	12)	5条3(2)ウ	緊急手術ができるよう、必要な人員の動員体制を確立しておく。	0	外科系当直医師1名及び各診療科の宿日直及び待機医師1~2名により、緊急手術対応が可能である。また、手術室勤務看護師は24時間体制で常時3名を配置している。
	13)	5条4(1)ア	救命救急センターの責任者が直接管理する専用病床 及び専用の集中治療室(ICU)を適当数有する。	0	集中治療部(ICU)6床、救急病床20床の計26床を有する。
施設及	14)	5条4(1)イ	救命救急センターとして必要な専用の診察室 (救急 蘇生室)、緊急検査室、放射線撮影室及び手術室等 を設ける。	0	救急部専用として、診察室3室、内視鏡室1室、CT・X線撮影室1 室、経過観察ベッド6床を有している。また、血管撮影室3室、手術室 10室があり、緊急時に優先して使用する。
及び設備	15)	5条4(1)エ	診療に必要な施設は耐震構造である。 (併設病院を 含む。)	0	建築基準法第18条第3項の規定に適合しており耐震構造である。
	16	5条4(2)ア	救命救急センターとして必要な医療機器及び重症熱 傷患者用備品等を備える。	0	救急部専用として、CT撮影装置、X線撮影装置、内視鏡検査機器等を配備し、また、処置ベッド3台にて早急な処置対応が可能である。また、1.5テスラMRIを2機、最新の血管撮影装置を備えており、常時対応可能である。

地域周産期母子医療センターの認定について

【 地域周産期母子医療センター】

- ・産科及び小児科 (新生児医療を担当するもの)等を備え、周産期に係る比較的高度 な医療行為を行うことができる医療施設を都道府県が認定するものです。
- ・地域周産期医療関連施設等からの救急搬送や総合周産期母子医療センターからの 戻り搬送を受け入れるなど、総合周産期母子医療センターその他の地域周産期医療 関連施設等との連携を図ります。

【基準適合状況】

別添、「刈谷豊田総合病院の整備状況」のとおり

【認定年月日】

平成 27 年 12 月 1 日

【審議日程】

平成27年8月21日(金) 西三河南部西圏域保健医療福祉推進会議

平成27年10月16日(金) 愛知県周産期医療協議会

刈谷豊田総合病院の整備状況

1 病院の名称等

開	設	者	医療法人豊田会								
名		称	刈谷豊田総合病院								
所	在	地	刈谷市住吉町5丁目15番地								
病	床	<u>-</u> ₩/.	精	神	感染症	結	核	療	養	一般	合 計
		数		О	6		0		О	7 3 1	737床

2 周産期関連部門

区分	一般産科病床	新生児集中治療管理室 (NICU)	新生児集中治療管理室 後方病床(GCU)	
病床数	30床	3床	6床	

[※]病床数の要件なし

3 診療科目

(要件)産科及び小児科(新生児医療を担当するもの)を有するものとし、麻酔科その他 関連診療科を有することが望ましい。

内科、精神神経科、神経内科、循環器科、**小児科**、外科、整形外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、 泌尿器科、**産婦人科**、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科、**麻酔科**、リハビリテーション科、病理診断科、歯科、 歯科口腔外科

4 設備

産科部門	適否	台数
帝王切開術等に必要な機器	0	
• 患者監視装置		2台
・インファントウォーマー		3台
等		
分娩監視装置	0	9台
超音波診断装置(カラードップラー鱶)	\circ	4台
微量輸液装置	0	8台
その他必要な装置	0	
・酸素吸入器		各病床
等		

新生児部門	適否	台数
新生児用呼吸監視装置	\circ	3台
新生児用人工換気装置	\bigcirc	4台
保育器	\circ	3台
その他必要な装置	0	
・救急蘇生カート		1台
・微量輸液装置		10台
等		

5 職員

区分	要件	状況
小児科	24時間体制を確保するために必要な職員を配置することが望ましい。	常勤 8名 (当直 1名 日直(休診日) 1名)
産科	帝王切開術が必要な場合に迅速(おおむね30分以内)に手術への対応が可能となるような医師(麻酔科医を含む。)及びその他の各種職員を配置することが望ましい。	常勤 8名 (当直 1名 日直(休診日) 1名) 麻酔科医 病院内に20名 (当直 2名 日直(休診日) 2名)
新生児病室	次に掲げる職員を配置することが望ましい。 ① 24時間体制で病院内に小児科を担当する医師が勤務していること。 ② 各地域周産期母子医療センターにおいて設定した水準の新生児医療を提供するために必要な看護師が適当数勤務していること。 ③ 臨床心理士等の臨床心理技術者を配置すること。	①常勤 8名 (当直 1名 日直(休診日) 1名) ②産科病床 30 床:看護職員 30名 (日勤 10名、夜勤 3名) NICU 3床, GCU 6床:看護職員 15名 (日勤 2名、夜勤 2名)

6 連携機能

〈搬送受入者の状況〉

	母体搬送	新生児搬送			
搬送受入数	11件	2件			

その他、総合周産期母子医療センターである安城更生病院と病床稼働や合同症例検討会の開催等の情報交換や戻り搬送の受入れなど円滑な連携体制の構築を図っている。